

**改正**

平成25年3月28日門真市条例第3号

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

**第2条** 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定予定施設の使用料又は利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請することができる団体の資格（以下「申請資格」という。）
- (6) 申請の方法及び受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則又は教育委員会規則に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 指定予定施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書

- (3) 申請団体の経営状況を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類  
(指定管理者の候補者の選定)

**第4条** 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 指定予定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定予定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める基準を満たすものであること。

2 市長等は、前条の規定による申請がなかったとき、同条の規定による申請を行った団体のいずれもが前項各号に掲げる基準を満たさなかったとき又は第2条ただし書に規定する理由があるときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定することができる。この場合において、市長等は、当該団体と協議し、前条に規定する書類の提出を求め、前項各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。

3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。

4 市長等は、第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかった場合においては、第2項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。

一部改正〔平成25年門真市条例3号〕

(選定結果の通知)

**第5条** 市長等は、前条の規定による候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

**第6条** 市長等は、第4条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の議

会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

**第7条** 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と指定予定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理業務に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 使用料又は利用料金に関する事項
- (6) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 指定予定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (9) 指定予定施設の管理に際して保有する情報の公開に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

**第8条** 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、当該指定管理者が管理する公の施設（以下「指定管理施設」という。）について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、その取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 指定管理施設の利用状況
- (3) 指定管理施設の使用料又は利用料金の収入状況
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(業務の休廃止)

**第9条** 指定管理者は、その指定期間において、指定管理施設の管理業務を休止し、又は廃止

しようとするときは、あらかじめ、市長等の承認を受けなければならない。

(業務報告の聴取等)

**第10条** 市長等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第11条** 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが不相当と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、門真市はその責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

(原状回復義務)

**第12条** 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後、引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は前条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった指定管理施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第13条** 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定管理施設の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持義務等)

**第14条** 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定管理施設の管理業務その他指定管理者に行わせるとされた業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自らの利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、指定管理施設の利用者等に係る個人情報を保護するための措置を講じなければならない。

3 指定管理者は、指定管理施設の管理に際して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(選定委員会の設置)

**第15条** 第4条第1項及び第2項の規定による候補者を選定するために必要な事項を調査審議するため、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 市長部局が所管する公の施設 門真市指定管理者候補者選定委員会
- (2) 教育委員会が所管する公の施設 門真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者
- (3) 本市の職員

4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定予定施設に係る候補者の選定を行うまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

追加〔平成25年門真市条例3号〕

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成25年門真市条例3号〕

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月28日門真市条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。